

特定保健用食品等の在り方に関する専門調査会 検討事項（案）

●消費者の特定保健用食品やいわゆる健康食品の受け止めと表示・広告の関係について

- ・消費者は製品を正しく理解した上で、健康食品を利用しているか
- ・消費者は制度を理解した上で、特保食品を適切に利用しているか
- ・いわゆる健康食品および特保製品の表示・広告に対する消費者の期待度は、実際の効果より過大なのではないか。広告や宣伝が消費者に過度の期待を抱かせていないか。
- ・製品の実態と消費者の期待感に格差があるとすれば、どのような手段で是正できるか
- ・特保や健康食品に関する消費者教育が十分とはいえないのではないか
- ・制度制定から 20 年以上が経ち、特保の商品コンセプトが広がったことにより、特保は「健康増進・食生活改善」という本来の目的からかい離してきたのではないか
- ・制度発足時と比較して、特保に対する企業側の姿勢が変化してきているのではないか
- ・「健康増進・食生活改善」という特保の本来の目的を、表示や広告でもっと分かりやすく表現すべきではないか

●特定保健用食品にかかる制度・運用の見直しについて

- ・制度見直しの議論が必要な点はあるか、ある場合、それは何か
- ・再審査制・更新制がないことや、未販売・販売終了品の抹消が進んでいないことで、現在起きている問題は何か。その問題解決には、何が必要か。
- ・特保の審査に用いる検証データのレベルは十分といえるか。機能性表示食品のほうが厳しい部分もあるのではないか。
- ・機能性表示食品制度が創設されたことにより「特保の位置づけ」を見直す必要があるのではないか（特保の機能性表示食品との住み分け）
- ・特保の規格基準型の適用範囲を拡大できるか。拡大できる場合、範囲決定はどのように決定されるのが望ましいか
- ・機能性表示食品と同じように、特保も、試験結果や作用機序といった申請内容の情報開示を現在より進める必要があるか（開示が不十分なため、製品の「医師へ相談」といった表示に従い医療従事者などが消費者から相談されても、回答できないのではないか。）
- ・現在の製品情報の開示が不十分な場合、どのような内容を開示すべきか。開示主体は制度を所管する行政機関である必要があるか。